

伊藤高史君学位請求論文審査報告

伊藤高史君がこのたび博士学位請求論文として提出した論文の題名は、『差別的表現の自主規制と表現の自由——表現の自由への新しいアプローチを目指して——』であり、全9章から構成されている。

審査報告の内容は次の通りである。

1. 本論文の構成
2. 本論文の問題意識
3. 本論文の内容要旨
4. 本論文の評価と課題
5. 結 論

1. 本論文の構成

伊藤高史君提出の学位請求論文『差別的表現の自主規制と表現の自由——表現の自由への新しいアプローチを目指

して——』の論文構成は以下の通りである。

序 章 表現の自由に対する新たなアプローチを目指して
第1章 差別的表現規制と表現の自由の「共和主義的」理解について

第2章 公的な領域としての思想の市場と管理社会論

第3章 マスメディア研究・知識社会学・イデオロギー研究

第4章 イデオロギー研究とマスメディア研究

第5章 事例研究…筒井康隆「無人警察」論争

——表現の自由の空洞化

第6章 事例研究…『ちびくろサンボ』の絶版

——表現の自由の揺らぎ

第7章 人間の複数性と表現の自由

第8章 表現の自由の保守的な価値とその今日的意義

2. 本論文の問題意識

表現の自由は従来、主に法学的観点から論じられてきた。しかし、表現の自由が社会統治の基礎にある以上、単に法学的観点からのみ、もしくは法との関係においてのみ論じるこれまでのアプローチは必ずしも包括的なものではなかった。すなわち、「政治学」もしくは「社会学」的なアプローチを加える必要を論者は主張する。その理由として、

(1)表現の自由の論理に内在的な理由と、(2)現象的な理由が指摘されている。

第一に、表現の自由の論理に内在する理由は次の点にある。表現の自由の正当性の根拠に対しては、思想の自由市場論や民主主義的プロセスの保障という機能がしばしば指摘され、このことから、表現の自由を他の自由よりも高次の自由として捉える見方がある。こうした論理は法的な意味での自由を主張するときに使用されてきたものであるが、実際に、表現の自由を保障することによって成立する人々のコミュニケーションの総体としての「思想の市場」が、社会秩序の基礎にあるとすれば、そこでの自由なコミュニケーションを保障する論理としての「表現の自由」のあり方は、当然のことながら、法的意味を超えて社会秩序一般のあり方に影響するものであると考えられる。そうであるならば、『思想の市場』に関わる問題、すなわち自主規制を含めて表現の規制に関わる問題はすべて、政治学的、または社会学的な課題として取り上げることが出来ると論者は主張する。

第二に、現象的な理由とは次の点である。近年、我国において表現との関わりで問題になった事例を見ると、公権力によって表現が抑圧される事例よりも、私人から規制が

求められ、それが社会的な注目を集めるという事例が目立っている。「これは主にメディアによる自主規制の問題であり、公権力による規制との関わりで論じられる法学的な表現の自由論の枠組みでは論じることができない」現象であると論者は主張する。

3. 本論文の内容要旨

本論の全体的な構成は、大きく二つのパートに分けることができる。第1章から第4章までは、主に理論的な考察が主となる。ここでは、表現の自由を、法学ではなく政治学や社会学の観点から考察することの意義や方法について、先行研究を広く渉猟しながら論じている。次に第5章以下は、表現の自由と差別的表現の社会的規制の問題について、具体的な事例をあげて、表現の自由が置かれた今日の状況を明らかにしている。

第1章では、公権力によらない表現の規制の問題が、これまでどのような問題設定の中で論じられて来たのか考察し、今日の差別的表現に関する問題が従来の問題設定では論じきれないものであることを指摘する。そして、今日の差別的表現の規制の問題が、表現の自由の論理に対して持

つインパクトを理解するためには、「自由」の概念についての再考察が必要であることを主張する。歴史的にみれば、「表現の自由」と言う場合の「自由」とは、消極的自由としてよりも、「積極的自由」として理解してきた「共和主義的」な理解が主流であったことが指摘されている。共和主義的な自由の理解に立つとき、ある表現を「差別的」とあるとして告発することの意味は、既存の秩序に対する異議申立の試みとして理解されうるとしている。

第2章では、差別的表現の社会的規制の問題が、表現の自由の論理にとつてどのような問題提起をしているのか考察されている。具体的には、「公的領域」や「公共圏」という用語を用いて表現の自由を論じることにより、表現の自由の社会的規制、すなわち公権力によらない規制の問題を、社会の大衆化にともなう管理の問題として論じることができるとしている。

第3章では、第2章で記された本論のアプローチを、マスメディア論、知識社会学との関連で位置づけ、その意義と方法の妥当性を確認している。フーコー(M. Foucault)が展開した「ディスクール」の理論から多くの示唆を得ている。

第4章では、第3章で取り上げたテーマを、「カルチュ

ラル・スタディーズ」学派に対する批判的評価を通して考察し、論者の依拠するアプローチの意義を再度論じている。すなわち、カルチュラル・スタディーズが積極的に評価した後期のアルチュセール(L. Althusser)のイデオロギー論ではなく、前期のテクスト読解の理論の中に、社会における知識と社会秩序の問題を説明する方法について、意義深い示唆がなされていると論者は主張する。特に注目されるべきは、「問題設定」という言葉を通じてアルチュセールが述べた、そもそも何が問題であり、何が問題でないかを定義する認識の力であるとしている。

第5章では、一九九三年に起きた、筒井康隆の短編小説「無人警察」の教科書掲載に対する抗議と、それをめぐる論争を分析している。この論争では、「表現の自由」という言葉が多用されることとなったが、かえってそのために、差別的表現に対する批判がもたらしうる、表現の自由に対する本来的な問題提起が等閑視されてしまったと整理している。

第6章では、一九八八年の暮れに、それまで童話『ちびくろさんぼ』を出版していた我国の出版社が相次いで絶版の措置を行ったことによって引き起こされた論議を分析する。ここにおいては、状況は第5章の「無人警察論争」と

は逆である。実際には「表現の自由」という観点から、絶版の措置を批判しようとした事例はごく希であったし、またそうした試みは、公的規制と自主規制（社会的規制）をまったく混同して議論するような著しく的外れなものでもしかなかった。『ちびくろさんぼ』が本当に差別的な性格を持つものであるか否かが議論の中心となったが、奇妙なことに、平等や不平等という概念がほとんど用いられることなく議論が展開されたとしている。そして差別であるか否かは、差別された側を傷つけるかどうかという、極めて主観的な観点から論じられることとなり、『ちびくろさんぼ』の絶版をめぐる議論では、アレント(H. Arendt)が指摘したような、「私的なもの」が公的領域へと進入し、公的領域を解体させてしまう傾向が顕著に見られたとしている。第7章では、第5、6章での検討を踏まえ、より一般化した形で、差別的表現が規制されねばならない理由を考察している。すなわちその理由の一つは、差別的表現が社会の特定の支配的集団の価値観を、それを共有しないものに対しても押し付けるからであると指摘する。また、こうした押し付けを批判する側においても、しばしば差別される側を一つの集団としてとらえ、その集団の内部における人間の複数性を考慮していない。そのため、諸個人が与えら

れた対象に対して主体的に働きかけ、意味を独自に生産していく主体であるということ（もしくはその可能性）を否定する議論に陥ってしまっている。これは、社会における人間の複数性を根本的な前提とし、またその複数性の存続を目的とする表現の自由の論理からすれば、極めて危険で乱暴な議論であるとしている。

第8章では、これまでのまとめとして、表現の自由の今日的な意義の再確認が試みられている。すなわち、表現の自由には「からの自由」としての法的自由と、「への自由」としての政治的自由の対立が内包されている。しかしこの二つの自由は同時に相互補完的でもある。何故なら、法的自由としての表現の自由は、公権力の介入なしに社会秩序の達成が可能であるとするが（「からの自由」）、このことは暗黙裏に秩序の構成に主体的に係わっていく人間を前提（「への自由」）としているのである。

また、表現の自由は社会を変えていくための革新的機能と、現状の社会を肯定的に捉える保守的機能との対立も内包している。この対立も同時に相互補完的であるのは、ある社会に対する異議申立が、社会秩序に対する脅威のように見られたとしても、その社会に安定した秩序の基盤が存続しているならば許容されることになるからである。さも

なければ、社会は常に過激な言論によってもたらされる社会秩序の崩壊を回避するために、表現に対する広範な規制をせざるを得なくなるとしている。

表現の自由が内包するさらなる対立として、人間の複数性を前提とする一方で、共同行為のうちに社会秩序が構築されることを他方で前提にしている点がある。この対立も同時に相互補完的である。すなわち、人間の複数性を形づくる諸個人のアイデンティティは、常に社会という人間の共同行為の場を通じて表出されるからである。論者は以上のように、表現の自由は、常に内部に対立する要素を本来的に内包しているとしている。言い換えれば、表現の自由は、表現の自由そのものに対する批判にも自身を開くものであらねばならない。この意味で、表現の自由は本来的に自己のうちに否定の契機を孕むものである。論者は、そうした対立を常に確認し、認識していくという作業の必要性を指摘する。その作業とは、自己が生きる社会秩序を形成する論理に対して、常に反省の目を向け、それを意識化していくという果てしない作業にほかならない。従って、そのような対立を認識したうえで、両者の間に平衡を保とうとする努力こそが、表現の自由の理念にもっともかなうものなのであるとする。今日の差別的表現の規制を巡る議論

によって示されているのは、このような表現の自由の本来の意味が失われていることである。本来的な意味を喪失した表現の自由に関する言説そのものが、表現の自由を窒息させる社会状況をつくり出していると結論づけている。

4. 本論文の評価と課題

(1) 表現の自由につき、法律論によらない表現の自由論を展開しようと試みたことは、本論文の独創性として評価し得る。

表現の自由が憲法で保障されていようと、政治的視座からは法がいかに解釈され、運用されるかが重要となってくる。そうした運用や解釈が重要であるという意味で、表現の自由は静態的なものでなく、動態的な、もしくは歴史的な運動の中で捉えられなければならない。論者は、マスメディアに具体的に現れた言説の分析を通じて、今日の表現の自由の意味内容と社会的価値の根拠を明らかにしようと試みた。学説として、もしくは判例としてどのように表現の自由が定義されているのかではなく、実際の表現活動に携わっている人々、メディア産業で働く人々、メディアの表現に異議申立をする人々などの言説の中で、表現の自

由がどのような意味空間を構成し、どのように機能しているのか（思想の市場で実際に起こっていること）を解明しようとしたのである。論者のアプローチは、表現の自由についての理解のあり方（知識）を問題にするという意味で、マス・コミュニケーション研究における知識社会学の伝統を継承しながらも、その独創的方法是きわめて新鮮であると言いうことが出来る。

(2) 「思想の市場」を中心概念に据えた「表現の自由」に関する政治学的アプローチの提唱は、政治的コミュニケーション研究の新たな地平を拓く試みとして評価し得る。

表現の自由に関するこれまでの一般的アプローチは、表現や言論を、その外部にあるものと対立させる方法であったといえる。たとえば表現と権力、表現と暴力、表現と商業主義などの対立軸によって表現の自由を考察する方法であった。論者の、思想の市場に流通する表現そのものを取り上げるといふアプローチは次のような認識を前提にしていると言えよう。つまり、表現の自由を保障するのは法である以前に、法の存在を正当化する論理、イデオロギーであるということ。そしてそのイデオロギーは社会における日常の言語行為、表現行為のうちに再生産され、または挑戦を受け変容していく。表現の自由の保障は、人々の意識

や信念に依存するものであるが故に、思想の市場に流通する言説や表現そのものが研究対象にならねばならない。論者は、知識社会学の分析対象を、日常的知識にまで拡大することを主張した、バーガー (P. L. Berger) Ⅱルクマン (T. Luckmann) の『日常世界の構成』を参照しつつ、法学的な表現の自由研究の伝統に囚われない政治学的表現の自由研究の地平を新たに拓こうとした。何故なら、アプローチの対象を思想の市場に流通する表現に拡大していくことは、今日の政治社会そのものについて考察することにもなるからだとしている。それは、アレントが公的領域、ハバーマス (J. Habermas) が公共性 (公共圏) という言葉を使って指し示した問題領域に重なるものであるからである。論者のここで記述した問題の把握の仕方と政治的コミュニケーション研究の新たな展開をこころみた論理と努力は高く評価することが出来る。

(3) 本論文の持つ限界は「状態の記述」のみに終始し、問題解決への処方箋（ないしその可能性）が提示されないことにある。果たして現実的問題解決の論理において「政治学的アプローチは法学的アプローチを凌駕できるのか？」という疑問が残るのである。

今日の差別的表現に関する議論においても、メディアに

よって生産・再生産されるイメージが実際に人々の意識において差別意識を生産・再生産することが批判されている。この意味で、「思想の市場」は自由と管理の力が交錯する場であるといえる。このように、知の管理的な権力性を認識し、自分もその中に囚われていることを認識したときに重要な概念として考えなければならないのが、ハバーマスが『認識と関心』の補論の中で述べている「自己反省」という概念である。

論者は次のように主張する。差別的表現をめぐる論議では、差別的表現に関わる問題が、どのような意味で表現の自由の論理に対する挑戦となっているのかほとんど議論されていない。その一方で表現の自由を擁護しようとする側は、実は表現の自由という言葉を非常に不確かな意味で使っている。そこでは表現の自由という概念は、反省されることのない概念として、更なる議論を封じるために使われている。ここから、「表現の自由」に対する政治学的アプローチにとつては、社会秩序を構成する原理について、常に反省を行うという作業が重要であることを論者は指摘する。表現の自由は社会の民主的な統治の根本にあるものであり、表現の自由について人々がどのように考えているかということは、今日の社会がいかにように統治されている

のかという問題と深く関わっている。それゆえ、どのような論理によって社会の秩序が構成されているか、ということに常に関心を向け、それを反省していく主体なくしては、人々の理性的な合意に基づいた社会秩序の構成はあり得ないと強調されている。

それにもかかわらず論者は、本論の目的はただ記述することであるとする。すなわち、本論は、表現の自由が今日おかれた状況を描き出すことを目的とする。本論はただ記述し、今日使われている意味についての「表現の自由」を相対化する。その相対化の過程で、表現の自由が普及することによって失われてしまったいくつかの側面についての「記憶」を思い起こすことによつて、今日の表現の自由、思想の市場、マスメディア等々が抱える問題を解く手がかりを与えることができるだろうとしている。知識社会学の伝統を継承し、その上で新たな政治的コミュニケーション論の地平を拓こうとする論者の努力を高く評価するとしても、知識社会学の伝統に課せられた限界が社会的問題を記述しながらその解決の実践に乗り出すことをむしろ自制することにあつたとすれば、論者が取り上げた表現の自由に関するより望ましい状況を反省作業をつうじて実現するためには、知識社会学のこの伝統を打破しない限り不可能で

はないだろうか。ただ単に記述することから実践に向かうパスベクトップを持つことへの移行が今後の論者の研究に求められると考える。なぜなら、本論文の評者は、そこにこそ論者がとりあげた主題『差別的表現の自主規制と表現の自由——表現の自由への新しいアプローチを指し示して——』に関する政治学的アプローチが、従来の支配的であった法学的アプローチとの対比において独立性を主張できる契機や、補完関係を構築し得る契機が存在すると判断するからである。

5. 結 論

以上みてきたように、十分に論じ切れていない幾つかの問題点、今後に残された課題を有しているとはいえ、伊藤高史君が提出した本論文は、表現の自由という問題をコミユニケーション行為という観点から捉え直すことにより、この問題に政治学や社会学から接近するための枠組みを構築した意欲的な論考であり、その成果を高く評価することができる。我々審査員一同は伊藤高史君に博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

一九九八年七月八日

主査	慶應義塾大学法学部教授	霜野 壽亮
副査	法学研究科委員 法学博士	
副査	慶應義塾大学法学部教授	関根 政美
副査	法学研究科委員 社会学博士	
副査	東京大学社会情報研究所教授	鶴木 眞